

栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業 実施要領

第1 事業の目的

農産物の栄養成分等の表示については、健康の維持及び増進に役立つ「機能性」について表示できる「機能性表示食品」制度や、特定の栄養素を補給するために食品中の「栄養機能」について表示できる「栄養機能表示」制度等がある。

これらの制度を活用し、県産農産物に含まれる「栄養成分」、「機能性関与成分」等に着眼した高付加価値化を加速化させるため、モデル産地づくりに取り組む。

第2 事業実施主体

原則として、市町村、農業協同組合、農業公社、市町村が組織する協議会又は3戸以上の農業者で組織する団体。ただし、次の要件を満たす場合にあっては、3戸に満たない農家で組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体）であっても、事業実施主体として認める。

- (1) 事業終了後5年間は引き続き当該団体であると認められること。
- (2) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用していること。

第3 事業の内容

第1の目的の達成に資するため、次に掲げる取組を行うものとする。

1 農産物の栄養機能・機能性表示に係る取組

栄養機能・機能性表示に向けた農産物の成分分析、外部専門家によるコンサル支援、包装資材の作成及び商品化等

2 農産物の栄養機能等を生かした販売・PR活動

農産物の栄養機能等を生かした販売・PR活動の実施

3 その他

事業の目的に必要なその他の取組

第4 事業実施計画の承認等

- 1 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、事業実施計画書を様式1及び様式1-2により作成し、市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、提出された事業実施計画が事業の目的に合致するとともに事業計画の達成が確実と見込まれる場合は、所轄する地域振興局・支庁農林水産部長（以下「地域振興局農林水産部長」という。）を経由して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、市町村長から提出された事業実施計画が、事業の目的に合致するとともに、事業計画の達成が確実と見込まれる場合は、様式3により承認を行い、市町村長に通知する。
- 4 事業実施計画の重要な変更を行う場合には、1から4に準じて行うものとする。なお、重要変更要件は、別表1に定めるところによる。

第5 事業の指導推進

- 1 事業実施主体は、この事業が円滑に実施されるよう関係市町等と相互の連携協力を図るものとする。
- 2 県（農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室及び各地域振興局・支庁）は、この事業が円滑に推進されるよう事業実施主体に対する助言・指導に努めるものとする。

第6 助成の内容等

- 1 県は、第3の項に記載した取組を実施する事業実施主体に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。
- 2 助成金の使途等については、別表1に、助成の対象となる経費については、別表2に定めるところによる。

第7 助成措置

県は、本事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内で、鹿児島県補助金等交付規則及び栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業補助金交付要綱に基づき助成する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

助成金の使途等

助成金の使途	重要変更要件
1 農産物の栄養機能・機能性表示に向けた農産物の成分分析，外部専門家によるコンサル支援，包装資材の作成及び商品化等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体の変更 ・ 事業費の30%を超える増減 ・ 事業内容の変更
2 農産物の栄養機能等を生かした販売・PR活動の実施に係る経費	
3 事業の目的に必要なその他の取組	

別表 2

助成の対象となる経費

区 分	内 容
1 旅 費	調査・研究，研修に係る旅費や講師旅費など
2 借 上 料	会議会場や機材，実証に必要な機材やほ場の借上など
3 謝 金	外部専門家等に対する謝金
4 備 品 費	本事業を実施するために直接必要な機会や資材，備品
5 消耗品費	商品開発や分析等に使用する原材料等や，検討会開催，事業執行事務等に使用する物品経費
6 印刷製本費	パンフレットやリーフレットなどの印刷経費
7 委 託 料	試作品の製造や新商品開発，パッケージデザインの提案・作成等の委託経費
8 その他経費	通信運搬費，情報発信費 等

(様式1：事業実施主体 → 市町村長)

番 号
日 付

市町村長 殿

事業実施主体名

令和〇〇年度栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業
実施計画の(変更)承認について(申請)

このことについて、栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業実
施要領第4の1に基づき、(変更)承認申請します。

記

- 1 事業内容及び事業費の内訳
別紙のとおり(様式1-2を添付)

(様式1-2)

令和〇〇年度栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化
モデル事業実施(変更)計画

- 1 事業実施主体名
- 2 事業の目的
- 3 高付加価値化に向けた目標

項 目	現 状	目 標
	令和 年度 (事業実施前年度)	令和 年度 (事業実施年度)

- 4 事業計画

時期	場所	参加者	内 容	備考

- 5 積算内訳

対象事業	事業に要する 経費	負担区分		備考
		県費	その他	
(1) 農産物の栄養機能・機能 性表示に係る取組				
(2) 農産物の栄養機能等を生 かした販売・PR活動				
(3) その他				
合計				

- 6 事業完了予定年月日
令和 年 月 日

- 7 添付書類
(1) 事業実施主体の規約及び構成員名簿等
(2) その他(事業計画の内容の説明に必要な資料等)

(様式2：市町村長 → 鹿児島県知事)

番 号
日 付

鹿児島県知事 殿

市町村長

令和〇〇年度栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業
実施計画の（変更）承認について（申請）

このことについて、栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業実
施要領第4の2に基づき、（変更）承認申請します。

記

- 1 事業内容及び事業費の内訳
別紙のとおり

(様式3：鹿児島県知事 → 市町村長)

番 号
日 付

市町村長 殿

鹿児島県知事

令和〇〇年度栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業
実施計画の（変更）承認について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった、令和〇〇年度栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業実施計画（の変更）については、栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業実施要領第4の3に基づき（変更）承認します。